

地域連携推進会議について寄せられた質問に対する回答（VOL. 2）

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課

いただいたご質問については、趣旨を踏まえて要約し、法人名や地域が特定される内容は削除したうえで掲載しています。

質問事項		回答内容
構成員数について		
1	「障がい者支援施設及び共同生活援助事業所における地域連携推進会議の設置・開催状況等に関する調査」において寄せられた質問に対する回答（以下「質問に対する回答（VOL. 1）」という。）1に会議の構成員数は5名程度が望ましい、とあるが、その5名の中に職員も含んでいいのか。	地域連携推進会議の目的である地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から、指定共同生活援助事業所、障がい者支援施設（以下「事業所等」という。）の職員を含め、同一法人又は系列法人に所属する者を構成員として選任することは望ましくありません。
利用者や利用者家族の参加について		
2	質問に対する回答（VOL. 1）7において、利用者の代理人（代弁者）の参加がどうしても難しい場合は、利用者の意思等を丁寧に聞き取った上で会議に報告することとなっているが、聴き取りに使用するフォーマット等はあるか。	利用者の意思等を聴き取る際に使用する様式例等はありません。会議の目的等を踏まえ、必要な内容を聴き取ってください。
3	利用者や利用者家族の参加がどうしても難しい場合は、別法人（他のグループホーム）利用者やその家族を構成員に選任してもいいか。	別法人の利用者を当該事業所等における地域連携推進会議における「利用者」として選任することは相応しくありません。別法人の利用者家族については、当該事業所等における利用者家族と関わりのある支援者などに該当する場合はこの限りではありません。 なお、利用者や利用者家族の参加が難しい時は、質問に対する回答（VOL. 1）3～7を参照しご対応ください。
地域の関係者の参加について		
4	地域の関係者として、社会福祉協議会職員や本人が利用されている訪問看護ステーションの職員、学校の職員を構成員としてもいいか。	地域の関係者については、現に利用者を直接支援している方という観点ではなく、地域連携推進会議の目的である「利用者と地域との関係づくり」や「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」を達成するために適した方を選任することとし、当該質問の方がそれに該当する場合は選任可能です。 なお、学校関係者は、手引き3「(3) 地域の関係者」に例示されています。

質問事項		回答内容
5	質問に対する回答（VOL. 1）8において、近隣の範囲の例として小学校区域が示されているが、必ずその範囲内と考えなければならないのか。	近隣であっても小学校区域が異なる場合もあり、その範囲内に限ったものではありません。地域連携推進会議は利用者と地域との関係づくり等を目的としているため、会議の趣旨を踏まえた上で、社会通念上相当と認められる範囲で構成員を選出してください。
6	地域の関係者として民生委員が例示されているが、民生委員が法人の理事であったり、入所者の家族が法人の評議員である場合、同一法人の関係者になるので、別の方を構成員とすべきか。	当該者が自法人または系列法人の理事や評議員である場合は構成員として選任することは望ましくありません。
福祉に知見のある人・経営に知見のある人の参加について		
7	福祉に知見のある人として、利用者を支援している計画相談支援事業所の相談員を選任することは可能か。	当該相談員が「福祉に知見のある人」として最適であると考えられ、地域連携推進会議の目的が達成されるのであれば可能です。 ただし、手引き3「(4) 福祉に知見のある人」にて「同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくありません。」と記されており、当該相談員がその要件に該当する場合は構成員として望ましくはありませんのでご注意ください。
8	問い合わせに対する回答（VOL. 1）14において財務諸表という記載があるが、財務諸表は会議資料として必須のものか。	手引き3「(5) 経営に知見のある人」に例示されているとおり、運営に関する説明の中で資料として財務諸表等を用いれば運営等の経営に関するアドバイスが期待できるものであり、財務諸表を会議資料として必須としているものではありません。
会議の開催、見学の実施について		
9	グループホームの利用者は日中活動に出かけており日中は不在である。その前後の時間帯についても、送迎や入浴、食事等の予定があるため、訪問日時を設定しにくい。 問い合わせに対する回答（VOL. 1）33にて、訪問は事業所等の実情に応じて適切な時間・方法により実施するよう記載があるが、利用者がいない時間帯に訪問を実施してもいいのか。	利用者と地域との関係づくり等の会議の目的を踏まえると、利用者と直接会える時間帯で訪問できることが望ましいです。 やむを得ず利用者が不在である時間帯に訪問を実施する際には、手引き「資料4 地域連携推進員の手引き」2ページに、利用者が日中活動等に出かけていて直接会えない場合に理解を深める方法についての記載があるので参考にしてください。
10	会議の構成員として利用者の参加が難しい場合、後見人や家族に代理してもらうこととなっているが、後見人がついていなかったり、家族の参加が難しい場合には、相談支援員が代理で参加することはできるか。	利用者や利用者家族に会議への参画依頼の承諾が得られない場合の対応については、問い合わせに対する回答（VOL. 1）6のとおり、事業所等において適切に構成員を選出してください。その際には、相談支援員を当該利用者の代理人とすることが適切か十分にご検討ください。

質問事項		回答内容
11	問い合わせに対する回答 (VOL. 1) 20 にて、会議に参加できなかった構成員に対して会議終了後に情報共有することが望ましいと記載されているが、情報共有したという記録を残す必要があるか。	構成員への情報共有は会議目的達成のために行うものであり、会議内容の共有をした旨と聴取した意見・要望等の内容を記録することが望ましいと考えます。
12	事業所等の出席者として、管理者の参加は必須か。世話人が管理者の代理で参加することは可能か。	地域連携推進会議を開催する趣旨や目的等を踏まえつつ、管理者の役割に鑑み、やむを得ない場合を除き、参加することが望ましいと考えます。
13	事業所訪問の訪問先がマンションタイプのグループホームの場合、会議構成員となっている利用者の部屋を見学すべき等、実際に見学する部屋に指定はあるのか。	問い合わせに対する回答 (VOL. 1) 35 のとおり、地域連携推進員が訪問する趣旨、目的を踏まえつつ、事業所等の実情において適切に対応してください。
14	構成員への就任依頼の際に、任期を定める必要があるか。	手引き 9 「(1) 構成員の選定」にて、構成員の任期については、事業所等ごとに決定するとの記載があります。構成員へ参画を依頼する際には、任期についてあらかじめ相互に確認したうえで、参加依頼文及び参加承諾書に明記し依頼することが望ましいと考えられます。
その他について		
15	地域連携推進会議を 1 年間に複数回実施した場合、その都度議事録の公表は必要か。	基準省令において、会議を開催し事業の運営に係る状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないこと、また、その報告・要望・助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表しなければならないことが規定されているため、会議開催の都度議事録の公表が必要と考えられます。
16	議事録の公表が漏れた場合、報酬の減算対象になるのか。	現時点で地域連携推進会議に関する減算はありません。ただし、地域連携推進会議は運営基準上必ず実施することが義務付けられているものであるため、運営基準及び手引きをご確認のうえ必要な対応を行ってください。